

第2 弁護士会におけるダイバーシティの推進

先に述べたとおり、世界の人口の概ね半数を女性が占めており、性による差別（ジェンダーギャップ）は他のあらゆる分野・属性に重複的に及ぶこと、そして、人口の概ね半数が「女性」という属性ゆえに、その能力を発揮し自分らしく生きることを阻害されている状態は、社会的な損失が大きく、また、公正・正義が害されているといわざるをえない。

そこで、様々な属性による差別の中でも、とりわけ重点的に性による差別解消が推進されなければならないのである。

(1) 現状認識

女性は人口の概ね半分を占めているが、未だ男尊女卑的な考え方、性別による固定的役割分業は根強く社会の隅々に及んでおり、女性の社会的地位は男性に比較して低いままである。

世界経済フォーラム（WEF）による2018（平成30）年版「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」は、調査対象149カ国について、政治、経済、教育、健康の4分野において、男性を1とした場合の女性の状況を指数で表している。2018（平成30）年の日本のスコアは、政治（0.081（125位））、経済（0.595（117位））、教育（0.994）、健康（0.979）であり、世界110位と低迷している。

特にスコアの低い「政治」分野は、女性国会議員が少ないこと、女性閣僚の比率が低いこと、女性首相が誕生していないこと、「経済」分野では、収入格差（女性に非正規雇用や一般職が多い）、管理職や専門職などの雇用における男女格差、取締役などの会社役員の登用における男女格差が大きいことから低評価となっている。比較的格差の少ない教育分野においても、中等教育までの就学率は男女同等であるが、大学・大学院などの高等教育や、STEM分野（サイエンス・テクノロジー・エンジニアリング・数学）への女子の進学は進んでいない。

特に、2018（平成30）年には、上場企業の役員や財務事務次官がセクシャルハラスメントにより辞任するなど、未だ職場における女性の活躍が阻害されていることが明らかになった。また、東京医科大学を始めとする医学部の入試における女性差別が明らかになり、最も平等公平であると信じられてきた大学入試（職業選択としての医師になる間口の試験）においてすら、女性差別が横行することが明るみに出たことは、人々に衝撃を与えた。社会の隅々に女性蔑視、女性差別が未だ張り巡らされている状況が白日の下にさらされた。

また、司法の分野は、日本国内における男女平等をはじめとする法の下での平等、法の支配を実現するために、重要な役割を担っている。司法の判断は個々の人権に重大な影響をもたらすこと、裁判による規範定立を通じてジェンダー・バイアスを再生産してしまうこと、更に、救済を求めて司法を利用する人々がジェンダー・バイアスによりその利用を非難されることなど、司法の分野にジェンダー平等の視点が浸透しなければ、男女格差をより助長しかねない。

日本政府が、1999（平成11）年に制定した男女共同参画社会基本法に基づき5年ごとに策定している「男女共同参画基本計画」の第三次計画（2010〔平成22〕年12月）では、司法分野における女性の参画の拡大について、特に項目を設け、①女性の参画の拡大、②女性のロールモデルの発掘、③仕事と生活の調和の促進などを求めており、特に、2020（令和2）年までに、裁判官・検察官・弁護士のすべての分野で女性が30%となることを目標としている。更に弁護士会に対しては、女性弁護士がゼロの地域を減らすための取り組みを求めている。

ところが、司法分野においても、女性法曹が占める割合は2割程度と低く、司法試験合格者に占める女性の割合は1999（平成11）年に28.7%と3割近くに達したものの、その後、減少し、近年は20~24%程度で推移している。しかも、女性合格者は男性合格者に比して、裁判官・検察官に任官する者の比率が高い（2016〔平

成28)年(69期)を例にとると、裁判官任官者の女性割合は38.4%、検察官任官者の女性割合は37.1%と、合格者全体の女性割合23.4%よりはるかに高いのに対し、弁護士登録者の女性割合は22.8%にとどまる)。弁護士全体に占める女性弁護士の割合は、未だ18.42%であり、政府が求める30%には程遠い状況にある。女性法曹、とりわけ女性弁護士の増加に向けた対策をとらなければ、弁護士全体に占める女性弁護士割合は20%程度で頭打ちとなり、30%の目標達成は不可能である。

まして指導的地位や意思決定に関わる地位に限ると、更に女性の割合が低い。社会全体に比較しても、司法におけるジェンダー平等の推進は遅れているといわざるを得ない。

弁護士会は、国民に対する司法サービスの提供者として、日本の全人口の半数以上を占める女性が経験する差別的な経験則や人権侵害を理解し、よりよく代弁するために、そして、弁護士会内における政策決定及び組織運営に女性の視点を反映するために、弁護士会内におけるジェンダー平等を力強く推進していく必要がある。そのためには、①司法試験の女性合格者を増やすこと、②弁護士登録する女性合格者を増やすこと、③登録取り消しをする女性弁護士を減らすこと、④登録取消した女性弁護士の復帰支援が重要である。女性が働きやすい環境、働き続けられる環境、会務に参画しやすい環境の整備は、男性会員にとっても働きやすい環境であるはずであり、働き方を見直す機会にもなりうる。

(2) 日弁連の取組み

日弁連は、日弁連における男女共同参画の推進に関する施策を定め、その実施状況の検証を行うほか、男女共同参画に関する組織的かつ横断的な取組を推進するために、2007(平成19)年6月に男女共同参画推進本部を設置し、同年4月に制定した「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」及び同年5月に行われた日弁連第58回定期総会において採択された「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」に基づき、2008(平成20)年3月に「日本弁護士連合会男女共同参画基本計画」を策定した。同基本計画は、5か年ごとに取組の検証と計画の見直しを行うため、2013(平成25)年3月には、新たに「第二次日本弁護士連合会男女共同参画基本計画」を策定した。第二次基本計画は、日弁連の男女共同参画を実現するために必要な11項目を定め、2013(平成25)年度～2017(平成29)年度にかけて、これらの課題に取り組んできたが、2017年度に計画期間が満了することから、取組み状況の検証と計画期間の見直しを行い、2018(平成30)年1月には「第三次日本弁護士連合会男女共同基本計画」を策定した。第三次基本計画は、重点項目を下記の9項目に再編、整理し、2023(令和5)年度までの今後5年間、これに基づく積極的な取組みを行うこととしている。

記

- ① 男女共同参画推進体制の構築・整備
- ② 研修・啓発活動
- ③ 弁護士における女性割合の拡大
- ④ 女性弁護士偏在の解消
- ⑤ 政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大
- ⑥ 収入と所得・業務等に関する男女会員間の格差の縮小
- ⑦ 性差別的な言動や取扱いの防止
- ⑧ 仕事と生活の両立支援
- ⑨ 司法におけるジェンダー問題への取組

2018(平成30)年度には、日弁連副会長クォータ制による2名を含む3名の女性日弁連副会長が選任され、副会長15人に締める女性副会長の割合は、20%に達した。しかし、2019(令和元)年度には、クォータ制に

よる2名のみとなり、副会長に締める女性比率は13%にとどまっている。

また、日弁連理事における女性の人数及び割合は、2013（平成25）年度6人（8.45%）、2014（平成26）年度8人（11.26%）、2015（平成27）年度9人（12.67%）、2016（平成28）年度7人（9.85%）、2017（平成29）年度6人（8.45%）、2018（平成30）年度11人（15.49%）となっており、2018（平成30）年度については、第二次計画の目標値である15%を初めて上回る人数となった。しかし、2019（令和元）年度からは第三次計画（目標値20%）がスタートしていることに加え、2019（令和元）年度は9人（12.67%）で第二次計画の目標値を下回る結果となり、理事についても、理事の定数を4名増やして女性枠とする定数クオータ制の導入が決まった。非兼務理事の選出にあたって複数の理事を選出する場合には可能な限り女性を推薦することを求める推薦クオータ制とのミックスにより継続的な女性理事割合の獲得が実現されるべきである。

（3）東弁の取組み

日弁連を構成する弁護士会の中でも最大規模の東弁も、2008（平成20）年10月に男女共同参画推進本部を設置し、2011（平成23）年10月に「東京弁護士会男女共同参画基本計画」を策定した。同基本計画は、「会務と政策・方針決定過程への女性会員の参加の推進」「女性会員の業務における差別的是正と業務分野の拡大・開発」及び「出産・育児、介護等の家庭生活と仕事との両立支援」という重点課題とアクションプランを掲げ、以後5年間にわたって、これらの課題に取り組み、一定の成果を上げてきた。

しかし、その重点課題の多くにおいて未だ達成されたとはいえない状況があり、さらに克服すべき課題も生じていることから、2016（平成28）年10月には、新たに「第二次東京弁護士会男女共同参画基本計画」（以下「第二次基本計画」という。）を策定した。第二次基本計画は、「会員が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる弁護士会を実現する」ことを「大目標」に掲げつつ、「重点目標」として下記のⅠ～Ⅴの5項目を定め、各「重点目標」ごとにその内容を具体化するための「個別目標」を定め、それらの各「目標」ごとに多様な「行動計画」（アクションプラン）を策定しており、2016（平成28）年度～2021（令和3）年度にかけて、これらの課題に取り組んでいくこととしている。そして、5年が経過する2021（令和3）年度には、それまでの取組状況について検証したうえで、さらなる基本計画の見直しを行うこととしている。

記

Ⅰ 会の政策決定過程への女性会員の参加の推進

個別目標：①理事者に毎年少なくとも1名以上女性会員が含まれるようにする、②常議員に占める女性会員の割合を25%にする、③委員会の委員のうち女性会員の割合が25%程度となることをめざす等。

Ⅱ 女性会員の業務における障害の解消と職域の拡大

個別目標：①金融機関や裁判所・法務局等において、職務上の氏名使用が認められるようにする、②弁護士が5名以上所属する法律事務所において、所属する女性弁護士の割合が25%となるように、会として推進する等。

Ⅲ 会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援

個別目標：①会館内で一時保育サービスを受けられるようにする、②会に法的責任が生じない限度で、会員の病児保育支援をすすめる等。

Ⅳ 性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者救済制度の整備

個別目標：①修習期間中、事務所採用時及び採用後の性差別をなくす、②性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントを防止するため、実効性ある体制を作る。

Ⅴ 会員同士のネットワークや会館設備の充実による、女性会員の業務・キャリア形成のサポート

個別目標：①女性会員の悩みや相談事の共有や解決方法についての情報交換に資するよう、②女性会

員のネットワーク作りをすすめる、女性会員室を含む会館諸設備を、さらに利用しやすくする。

(4) 法友会の政策として

そして、東弁において、弁護士会の政策形成団体として重要な位置を占める法友会は、以下を重点課題として取り組む必要がある。

① 男女共同参画推進体制の構築・整備

- ・ あらゆる分野の課題において、日本の人口の半分以上は女性であることを踏まえ、ジェンダー平等の視点からの問題の把握、対策を検討する。

- ・ あらゆる弁護士会内の組織において、ジェンダー平等の観点からの検討がなされるために、女性会員が複数メンバー入るよう積極的改善措置を講ずる。

② 研修・啓発活動

- ・ ジェンダー平等の意識を高めるための研修・啓発活動を行う。

- ・ ワークライフバランスの観点からは、女性会員のみならず男性会員もワークライフバランスをとれるよう、経営弁護士の意識改革のための啓発活動を行う。

③ 弁護士における女性割合の拡大と女性弁護士偏在の解消

- ・ 法曹を目指す女子学生・生徒のすそ野を広げるためのイベントを実施し、女性弁護士のロールモデルを発信する。

- ・ 法学部・法科大学院・司法研修所等の法曹養成課程に女性弁護士が積極的に関わるよう環境整備・支援に努める。

- ・ 法曹有資格者間において、裁判官・検察官・組織内有資格者の道に進む女性の割合が高く、弁護士は雇い負けしている状況にあることに鑑み、就職・処遇における男女平等確保、性差別的な言動や取扱いの防止、仕事と家庭の両立支援、収入と所得・業務等に関する男女会員間の格差の解消に取り組む。

- ・ 女性弁護士がいない地域における女性弁護士への相談ニーズにこたえるため、偏在解消のための経済的支援において女性弁護士に対する暫定的優遇措置を講ずるとともに、電話・インターネット等を活用した女性弁護士による相談体制を整備する。

④ 収入と所得・業務等に関する男女会員間の格差の解消

- ・ 女性取締役の紹介事業の充実をはじめとする、女性弁護士の取扱業務分野を拡大するために、女性弁護士のスキルアップの機会の確保、弁護士会として対外的なマッチングの拡大に努める。

- ・ 女性弁護士を求めてくる女性たちの経済状況が男性に比して貧しいことに伴い女性弁護士が實際上取り扱うことが多い民事法律扶助事件（特に、離婚事件及びこれに伴う面会交流調整事件、親権者指定事件、養育費請求事件、ドメスティックバイオレンス被害事件、性暴力被害者支援事件等）の弁護士費用の立替基準等を、その労力に見合ったものとし、給付制を拡大するよう、日本司法支援センター及び国に対して働きかける。

- ・ 弁護士会から対外的に推薦する有償の仕事について、女性弁護士を優先的に推薦するなど積極的措置を講ずる。

⑤ 政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大

- ・ 日本弁護士連合会の副会長選任に関する暫定的クォータ制が導入されたが、日本弁護士連合会の理事に占める女性割合は低いままである。理事を複数輩出する東京において、継続的に女性を選出できるよう取り組む。

- ・ 東弁において、理事者に継続的に女性を選出できるよう取り組む。

- ・ 東弁常議員会において、女性割合が25%を上回るよう取り組む。

⑥ 司法におけるジェンダー問題への取組（第53回定期総会採択「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現を目指す決議」に基づく活動）

- ・ 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため刑法が改正されたことを周知徹底し、弁護士及び被害者支援弁護士による二次被害が生じないよう研修・啓発に努める。

- ・ 性暴力・DV・セクシャルハラスメント等に関する被害者の実態を把握し、司法関係者によるジェンダー・バイアスを除去するよう努める。

- ・ 離婚後のひとり親家庭のうち特に母子家庭において、その約60%が相対的貧困に陥っていることに鑑み、養育費の算定基準を母子の生活実態に即した基準に改訂するよう裁判所に働きかけるとともに、国による養育費の立替・強制回収制度などの立法を国に働きかける。

- ・ 売春を非犯罪化し、AV強要や風俗営業における性暴力や健康被害などを防止するための施策がとられるよう国に働きかける。

- ・ その他、人権課題についての詳細は、別項に譲る。